

# 令和7年大府市条例一覧

公布日 令和7年12月23日

- 第41号 大府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第42号 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第43号 大府市手数料条例の一部を改正する条例
- 第44号 大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第45号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第46号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第47号 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第48号 大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第49号 大府市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第50号 大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第51号 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第41号

大府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都

道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。  
(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  
(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。  
(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理

由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行ってい

るときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の整備等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、

特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のため  
に、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの  
利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運  
営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から  
支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選  
択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自  
動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動  
的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の  
閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的  
身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福  
祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に  
有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上  
知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当  
な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏  
らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業  
者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定  
子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定

子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業所を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子ども們の家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなけれ

ばならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもたちの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書

面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第42号

### 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>多機能端末機等による印鑑登録証明書交付の申請等</u>）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で印鑑登録証明書を作成する機能を有するものをいう。）<u>又は申請用端末機（本市が設置する端末機で印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる機能を有するものをいう。）</u>に暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（<u>多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等</u>）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で印鑑登録証明書を作成する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年1月30日から施行する。

大府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第43号

大府市手数料条例の一部を改正する条例

大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機による交付の場合の手数料の特例)</p> <p>2 令和5年3月1日から<u>令和11年3月31日</u>までの間、別表(11)証明等手数料3の項及び9の項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用した多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で証明書等を作成する機能を有するものをいう。)による住民票の写しの交付及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、それぞれ1通につき200円とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(多機能端末機による交付の場合の手数料の特例)</p> <p>2 令和5年3月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、別表(11)証明等手数料3の項及び9の項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用した多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で証明書等を作成する機能を有するものをいう。)による住民票の写しの交付及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、それぞれ1通につき200円とする。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第44号

大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和54年大府市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>大府市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツの普及振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るため、大府市屋外スポーツ施設（以下「屋外スポーツ施設」という。）を</u> 次の位置に設置する。</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr></table>	名称	位置	<p>大府市<u>運動広場</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p><u>第2条 体育の向上及び普及を図るため、運動広場を次の位置に設置する。</u></p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr></table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

改正後		改正前	
米田多目的グラウンド	大府市米田町五丁目18番地	米田多目的グラウンド	大府市米田町五丁目18番地
スケートパークおおぶ	大府市大東町四丁目2番地		
(利用の許可)		(利用の許可)	
<b>第2条</b> <u>屋外スポーツ施設</u> を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。		<b>第3条</b> <u>運動広場</u> を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。	
2 略		2 略	
(利用の不許可)		(利用の不許可)	
<b>第3条</b> 市長は、 <u>屋外スポーツ施設</u> を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。		<b>第4条</b> 市長は、 <u>運動広場</u> を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 前2号のほか、 <u>屋外スポーツ施設</u> の管理上支障があると認めるとき。		(3) 前2号のほか、 <u>運動広場</u> の管理上支障があると認めるとき。	
(特別の設備)		(特別の設備)	
<b>第4条</b> 略		<b>第5条</b> 略	
(利用者の義務)		(利用者の義務)	
<b>第5条</b> 略		<b>第6条</b> 略	
(許可の取消し及び利用の中止命令)		(許可の取消し及び利用の中止命令)	

改正後	改正前
<p><u>第6条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第2条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p>	<p><u>第7条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) <u>第3条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</p>	<p>(2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p><u>第7条</u> 次に掲げる屋外スポーツ施設の利用者は、大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p>	<p><u>第8条</u> 利用者は、大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p>
<p>(1) <u>横根グラウンド</u></p>	
<p>(2) <u>大府市営テニスコート</u></p>	
<p>(3) <u>横根フットサルコート</u></p>	
<p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p><u>第8条</u> 略</p>	<p><u>第9条</u> 略</p>
<p>(過料)</p>	<p>(過料)</p>
<p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>第10条</u> 略</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p><u>第10条</u> 市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。</p>	<p><u>第11条</u> 市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>屋外スポーツ施設</u>の利用の許可その他利用に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>屋外スポーツ施設</u>の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(1) <u>運動広場</u>の利用の許可その他利用に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>運動広場</u>の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 略</p>
<p>2 指定管理者の指定をした場合における<u>第2条から第5条まで及び第6条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第10条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>2 指定管理者の指定をした場合における<u>第3条から第6条まで及び第7条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p><u>第11条</u> 略</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の実施に関する計画が、<u>屋外スポーツ施設</u>の設置目的を最も効果的に達成するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p><u>第12条</u> 略</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の実施に関する計画が、<u>運動広場</u>の設置目的を最も効果的に達成するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>3 略</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>3 略</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p><u>第12条</u> 略</p>	<p><u>第13条</u> 略</p>

改正後	改正前
(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(大府市使用料条例の一部改正)

2 大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>附 則</p> <p>(横根グラウンド夜間照明施設使用料の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第2 <u>屋外スポーツ施設</u>及び附属設備使用料の項中「4,800円」とあるのは「2,540円」と、「2,400円」とあるのは「1,270円」とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>徴収の時期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>屋外スポーツ施設</u>及び附属設備使用</td><td></td><td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	<u>屋外スポーツ施設</u> 及び附属設備使用			略			<p>附 則</p> <p>(横根グラウンド夜間照明施設使用料の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第2 <u>運動広場</u>及び附属設備使用料の項中「4,800円」とあるのは「2,540円」と、「2,400円」とあるのは「1,270円」とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>徴収の時期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>運動広場</u>及び附属設備使用</td><td></td><td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	<u>運動広場</u> 及び附属設備使用			略		
種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考																				
<u>屋外スポーツ施設</u> 及び附属設備使用			略																						
種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考																				
<u>運動広場</u> 及び附属設備使用			略																						



大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第45号

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認</p>

改正後	改正前
領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
（2）～（4） 略	（2）～（4） 略
2 略 (虐待等の禁止)	2 略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、 幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第 2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる 行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定 子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第10条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の	第10条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の

改正後	改正前
<p><u>10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>	<p><u>10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第46号

### 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u> <u>第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないこ</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u> <u>各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の</p>

改正後	改正前
<p><u>とができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>結果を把握しなければならない。</u></p>
<p><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>
<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>
3・4 略	3・4 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第47号

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の一般的要件)	(職員の一般的条件)
第7条 略	第7条 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(運営規程)	(運営規程)
第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 利用定員	(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利

改正後	改正前
<p>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(帳簿の整備)</p>	<p>用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(帳簿の整備)</p>
<p>第15条 <u>乳児等通園支援事業所</u>には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>第15条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。</p> <p>(秘密保持等)</p>
<p>第16条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>	<p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>
<p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認に</p>	<p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下</p>

改正後	改正前
<p><u>おいて定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p>	<p>の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p>
<p>第23条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第23条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 保育所 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (平成24年愛知県条例第68号) (保育所に係るものに限る。)</p>	<p>(1) 保育所 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>(保育所に係るものに限る。)</p>
<p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例</u>(平成18年愛知県条例第60号)</p>	<p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u></p>
<p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>(平成26年愛知県条例第58号)</p>	<p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準</u>(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</p>
<p>(4) 略 (準用)</p>	<p>(4) 略 (準用)</p>
<p>第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>	<p>第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第21条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第22条中「一般型乳</u></p>

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第25条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p><u>児等通園支援事業を行う者</u>とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第25条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第48号

大府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第27条関係）						別表第2（第27条関係）					
水道料金算定表（月額）			水道料金算定表（月額）			基本料金			水量料金		
用途区分	メータ口径区分	料金	用途区分	使用水量区分	料金	用途区分	メータ口径区分	料金	用途区分	使用水量区分	料金
専用、浴場営業	13ミリメートル	<u>620円</u>	専用	略	略	専用、浴場営業	13ミリメートル	<u>600円</u>	専用	略	略
用及び臨時用	20ミリメートル	<u>620円</u>		10立方メートルを超える 20立方メートルまでの 1立方メートルにつき	<u>126円</u>	用及び臨時用	20ミリメートル	<u>600円</u>		10立方メートルを超える 20立方メートルまでの 1立方メートルにつき	<u>115円</u>
	25ミリメートル	<u>3,075円</u>		20立方メートルを超える	<u>191円</u>		25ミリメートル	<u>2,900円</u>		20立方メートルを超える	<u>175円</u>

改正後					改正前				
一トル	30立方メートルまでの 1立方メートルにつき				30立方メートルまでの 1立方メートルにつき				
	40ミリメートル	9,220円	30立方メートルを超える 50立方メートルまでの 1立方メートルにつき	235円	40ミリメートル	8,690円	30立方メートルを超える 50立方メートルまでの 1立方メートルにつき	216円	
	50ミリメートル	14,075円	50立方メートルを超える 1立方メートルにつき	280円	50ミリメートル	13,270円	50立方メートルを超える 1立方メートルにつき	258円	
	75ミリメートル	34,525円			75ミリメートル	32,560円			
	100ミリメートル	60,100円	略	略	100ミリメートル	56,670円	略	略	略
	125ミリメートル	84,400円	臨時用	1立方メートルにつき	461円	125ミリメートル	79,570円	臨時用	1立方メートルにつき
	共用	1戸につき 620円×共用戸数	略	略	共用	1戸につき 600円×共用戸数	略	略	423円

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市水道事業給水条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して水道を使用している場合における施行日以後最初に確定する水道料金は、当該水道料金の算定に係る期間の使用水量を日々均等とみなし、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

大府市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第49号

大府市火災予防条例の一部を改正する条例

大府市火災予防条例（昭和45年大府市条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の</u></p>	<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>距離を保つこと。</u></p>	
<p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>（一般サウナ設備）</u></p>	
<p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>
<p>2 <u>前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p>	<p>2 <u>前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p>

改正後	改正前
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>	(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
(住宅における火災の予防の推進)	(住宅における火災の予防の推進)
第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。	第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。
(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、 <u>感震ブレーカー</u> その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進	(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略
(指定催しに係る防火管理)	(指定催しに係る防火管理)
第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）	第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）

改正後	改正前
<p>次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p>	<p>次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第1項第6号</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>	<p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第6号</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>
<p>(4)～(6) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p>	<p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p>	<p><u>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</u></p>
<p>(7) <u>一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</u></p>	<p>(7) <u>一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</u></p>
<p>(7の2)～(15) 略</p>	<p>(7の2)～(15) 略</p>
<p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p>	<p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p>
<p>第45条 略</p>	<p>第45条 略</p>
<p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	

## 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第29条の改正規定、第42条の3第1項第3号の改正規定及び第45条に1項を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第50号

大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大府市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）</p> <p>ア・イ 略</p>

改正後	改正前
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>

改正後	改正前
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) 略	(3) 略
3~7 略 (期末手当)	3~7 略 (期末手当)
第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
3~5 略 (勤勉手当)	3~5 略 (勤勉手当)
第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

改正後	改正前
3～5 略	3～5 略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900	円 525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		

16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900		
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100		
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		

40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			

64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700						
87	266, 500	306, 100	356, 100						

88	266, 800	306, 400	356, 500						
89	267, 100	306, 700	356, 700						
90	267, 400	307, 000	357, 100						
91	267, 700	307, 300	357, 500						
92	268, 000	307, 600	357, 900						
93	268, 300	307, 800	358, 100						
94		308, 000	358, 400						
95		308, 300	358, 800						
96		308, 700	359, 100						
97		308, 900	359, 400						
98		309, 200	359, 800						
99		309, 500	360, 200						
100		309, 900	360, 600						
101		310, 100	361, 100						
102		310, 400	361, 500						
103		310, 700	361, 900						
104		311, 000	362, 300						
105		311, 200	362, 800						
106		311, 500	363, 200						
107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						
109		312, 300	364, 200						
110		312, 600							
111		313, 000							

112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額							
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

別表第2（第4条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	1	円 198,200	円 240,400	円 260,400	円 291,600

用短時間勤務職員以外の職員	2	199,900	241,200	261,300	292,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000
	4	203,300	242,700	263,100	293,500
	5	205,000	243,400	264,100	294,100
	6	206,700	244,100	265,000	294,700
	7	208,300	244,900	266,000	295,300
	8	209,900	245,600	266,900	295,800
	9	211,500	246,400	267,800	296,300
	10	213,000	247,100	268,600	296,900
	11	214,500	247,800	269,300	297,500
	12	215,900	248,400	269,700	297,900
	13	217,300	249,100	270,300	298,300
	14	218,800	249,500	270,700	298,800
	15	220,300	250,000	271,100	299,200
	16	221,800	250,400	271,500	299,500
	17	223,200	250,900	271,900	299,900
	18	224,600	251,300	272,400	300,300
	19	226,000	251,800	272,900	300,700
	20	227,400	252,200	273,500	301,000
	21	228,800	252,500	274,200	301,300
	22	229,800	252,800	274,800	301,700
	23	230,900	253,100	275,400	302,100
	24	232,000	253,400	276,200	302,400
	25	233,000	253,900	277,000	302,700

26	233, 800	254, 400	277, 700	303, 100
27	234, 700	254, 800	278, 200	303, 400
28	235, 500	255, 300	278, 900	303, 800
29	236, 400	255, 800	279, 700	304, 100
30	237, 200	256, 300	280, 400	304, 600
31	238, 000	256, 700	281, 100	305, 000
32	238, 800	257, 100	281, 700	305, 500
33	239, 600	257, 400	282, 400	306, 000
34	240, 100	257, 900	283, 100	306, 400
35	240, 600	258, 400	283, 800	306, 900
36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400
37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900
38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500
39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100
40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800
41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300
42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700

50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900

74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000

98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	
115		281, 400	317, 400	
116		281, 600	317, 600	
117		281, 900	317, 800	
118		282, 200	318, 100	
119		282, 500	318, 400	
120		282, 700	318, 600	
121		282, 900	318, 800	

122		283, 100	319, 100	
123		283, 400	319, 400	
124		283, 700	319, 600	
125		283, 900	319, 800	
126		284, 100	320, 100	
127		284, 400	320, 400	
128		284, 700	320, 600	
129		284, 900	320, 800	
130		285, 100		
131		285, 400		
132		285, 700		
133		285, 900		
134		286, 100		
135		286, 400		
136		286, 700		
137		286, 900		
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 200, 300	円 206, 200	円 217, 300	円 235, 900

第2条 大府市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域手当)	(地域手当)
第13条の2 略	第13条の2 略
2 前項の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の10（東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員にあっては、100分の20）を乗じて得た額とする。	2 前項の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た額とする。
(通勤手当)	(通勤手当)
第15条 略	第15条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>66,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額</u> （定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u> （定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）
	<u>ア 自動車等の使用距離</u> （以下この号において「使用距離」という。）
	<u>が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u>
	<u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u>
	<u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,400円</u>

改正後	改正前
	<p>員 <u>7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>10,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>13,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>25,900円</u></p> <p>コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>29,100円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>32,300円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u></p> <p>員 <u>35,500円</u></p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> <u>38,700円</u></p>

改正後	改正前
(3) 略	(3) 略
3～7 略 (期末手当)	3～7 略 (期末手当)
第20条 略	第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基 準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3～5 略 (勤勉手当)	3～5 略 (勤勉手当)
第21条 略	第21条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退 職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退 職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 略	3～5 略

(大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和56年大府市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額、その給料月額に100分の20（役職段階別加算割合）を乗じて得た額及びその給料月額に100分の25（管理職加算割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額、その給料月額に100分の20（役職段階別加算割合）を乗じて得た額及びその給料月額に100分の25（管理職加算割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第4条 大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者</p>

改正後	改正前
<p>にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額、その給料月額に100分の20（役職段階別加算割合）を乗じて得た額及びその給料月額に100分の25（管理職加算割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額、その給料月額に100分の20（役職段階別加算割合）を乗じて得た額及びその給料月額に100分の25（管理職加算割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
(大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)	

第5条 大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>
号給	給料月額（円）																				
1	<u>405,000</u>																				
2	<u>455,000</u>																				
3	<u>508,000</u>																				
4	<u>574,000</u>																				
号給	給料月額（円）																				
1	<u>392,000</u>																				
2	<u>440,000</u>																				
3	<u>492,000</u>																				
4	<u>555,000</u>																				

改正後		改正前	
5	<u>655,000</u>	5	<u>634,000</u>
6	<u>765,000</u>	6	<u>740,000</u>
7	<u>893,000</u>	7	<u>864,000</u>
2～4 略 (給与条例の適用除外等)		2～4 略 (給与条例の適用除外等)	
第7条 略		第7条 略	
2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び <u>第21条第2項</u> の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第 10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「大府市一 般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26号）第 2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20 条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第 21条第2項中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。		2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び <u>第21条第2項第1号</u> の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項 中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「大 府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条 例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例 第21条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	

第6条 大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び	2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び

改正後	改正前
第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

（大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（報酬表） 第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、その職務の内容と責任に応じ、大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との均衡を考慮し、市長が規則で定める報酬表によるものとする。この場合において、規則で定める報酬表は、 <u>316,800円</u> の範囲内とする。	（報酬表） 第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、その職務の内容と責任に応じ、大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との均衡を考慮し、市長が規則で定める報酬表によるものとする。この場合において、規則で定める報酬表は、 <u>308,500円</u> の範囲内とする。
2 略 (期末手当)	2 略 (期末手当)
第15条 略	第15条 略

改正後	改正前
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額とする。
3～5 略 (勤勉手当)	3～5 略 (勤勉手当)
第15条の2 略	第15条の2 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 略	3～5 略

第8条 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第15条 略	第15条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額とする。
3～5 略 (勤勉手当)	3～5 略 (勤勉手当)

改正後	改正前
第15条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	第15条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 略	3～5 略

(職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第9条 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (大府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 暫定再任用職員（暫定再任用職員であって、短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が <u>大府市職員の給与に関する条例</u> 第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（ <u>第3項及び第4項</u> において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される <u>同条例</u> 第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、 <u>同条例</u> 第5	附 則 (大府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 暫定再任用職員（暫定再任用職員であって、短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が <u>第2条の規定</u> による改正後の大府市職員の給与に関する条例（以下この条において「 <u>新給与条例</u> 」という。）第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（ <u>第3項から第5項まで</u> において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される <u>新給与条例</u> 第4条に規定する給

改正後	改正前
条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。	料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、 <u>新給与条例</u> 第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
2 略	2 略
3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>大府市職員の給与に関する条例</u> 第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、 <u>同条例</u> 第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第7条の規定による改正後の大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第16条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>新給与条例</u> 第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、 <u>新給与条例</u> 第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第7条の規定による改正後の大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第16条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>大府市職員の給与に関する条例</u> 第15条第2項並びに第16条第3項及び第4項の規定を適用する。	4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>新給与条例</u> 第15条第2項並びに第16条第3項及び第4項の規定を適用する。
5 <u>大府市職員の給与に関する条例</u> 第6条（第1項を除く。）及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	5 <u>新給与条例</u> 第6条（第1項を除く。）及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
6 略	6 略

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（大府市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例、第5条の規定（大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例及び第7条の規定（大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）第3条第1項の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和7年12月1日前に退職した職員については、適用しない。
- 4 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）、第5条の規定（任期付職員条例第7条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第7条の規定（会計年度給与条例第3条第1項の改正規定を除く。）による改正後の会計年度給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第5条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）又は第7条の規定による改正後の会計年度給与条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第5条の規定による改正前の任期付職員条例又は第7条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (期末手当の内払)

- 6 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### (委任)

7 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第51号

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略

第2条 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。